

# 長野県教育委員会事務処理規則等の一部改正について

教育政策課

## 1 改正理由及び改正内容

長野県信濃美術館条例（長野県立美術館条例）の改正に伴い、次に掲げる規則について所要の改正を行う。

- (1) 長野県教育委員会事務処理規則
- (2) 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則

## 2 施行日

令和3年4月1日

ただし、長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則第32条の改正規定（美術館の名称を改める部分は除く。）は公布の日から施行する。

長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第13号

長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

(長野県教育委員会事務処理規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1中「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に改める。

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第18条第5号を次のように改める。

(5) 長野県立美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)による長野県立美術館第32条中「長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館は、長野県立美術館条例」に、「美術に関する資料」を「美術品」に、「こと」を「とともに、美術の振興を図り、もって教育、学術及び文化の向上に寄与すること」に改める。

第33条中「長野県信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に改める。

別表第6の2の長野県信濃美術館協議会の項中

「長野県信濃美術館協議会」

を

「長野県立美術館協議会」

に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」

に、「信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則第32条の改正規定(「長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館は、長野県立美術館条例」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(別表第6) (第8条関係)</p> <p>知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p>1 県民文化部長に補助執行させる事項  <u>長野県立美術館</u>に関すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(別表第6) (第8条関係)</p> <p>知事の補助機関たる職員に補助執行させる事項</p> <p>1 県民文化部長に補助執行させる事項  <u>長野県信濃美術館</u>に関すること。</p> <p>2・3 略</p>

## 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行																								
<p>(教育機関の設置)</p> <p>第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>長野県立美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）による長野県立美術館</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 美術館</p> <p>(業務)</p> <p>第32条 <u>長野県立美術館は、長野県立美術館条例に規定するところにより、美術品を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するとともに、美術の振興を図り、もって教育、学術及び文化の向上に寄与することを業務とするところである。</u></p> <p>(位置)</p> <p>第33条 <u>長野県立美術館の位置は、長野県立美術館条例に規定するところにより、長野市である。</u></p> <p>(別表第6)（第40条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 条例により設置された附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> <th style="width: 30%;">庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>長野県立美術館協議会</u></td> <td><u>長野県立美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	略			<u>長野県立美術館協議会</u>	<u>長野県立美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。</u>	—	略			<p>(教育機関の設置)</p> <p>第18条 条例に規定するところにより、次の各号に掲げる教育機関を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）による長野県信濃美術館</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p style="text-align: center;">第7節 美術館</p> <p>(業務)</p> <p>第32条 <u>長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例に規定するところにより、美術に関する資料を収集し、保管し、展示して一般住民の利用に供し、その教養、調査研究等に資することを業務とするところである。</u></p> <p>(位置)</p> <p>第33条 <u>長野県信濃美術館の位置は、長野県信濃美術館条例に規定するところにより、長野市である。</u></p> <p>(別表第6)（第40条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 条例により設置された附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 50%;">担任する事務</th> <th style="width: 30%;">庶務を行う課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>長野県信濃美術館協議会</u></td> <td><u>長野県信濃美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による信濃美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。</u></td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	庶務を行う課	略			<u>長野県信濃美術館協議会</u>	<u>長野県信濃美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による信濃美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。</u>	—	略		
名称	担任する事務	庶務を行う課																							
略																									
<u>長野県立美術館協議会</u>	<u>長野県立美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による長野県立美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。</u>	—																							
略																									
名称	担任する事務	庶務を行う課																							
略																									
<u>長野県信濃美術館協議会</u>	<u>長野県信濃美術館条例第4条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定による信濃美術館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。</u>	—																							
略																									